

「書類の提出について」のお尋ねが税務署から来ています 收支内訳書の提出がなくても不利益な扱いはしない

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
 〒811-1481
 FAX 八一一九七五六



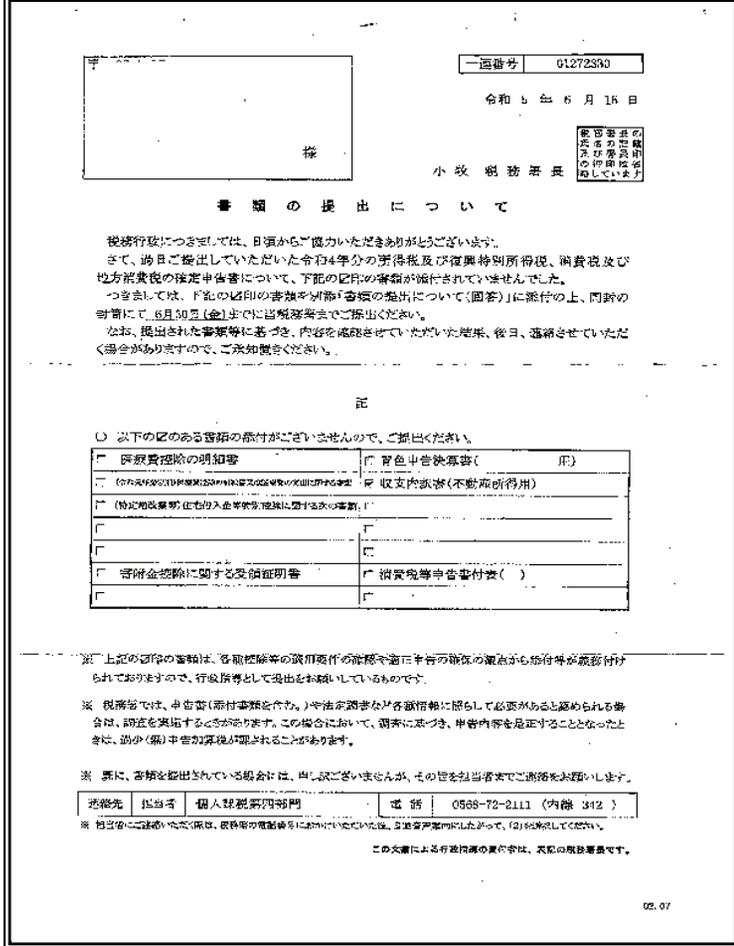
小牧税務署長名で「書類の提出について」という文書が届いています。(左画像)
 「書類の提出」といいますが、実質的には、白色申告者で確定申告時に「收支内訳書」を提出しなかった納税者に、提出を督促するための文書です。

「收支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により、個人・白色申告者へ提出が定められていますが、民商の強い反対運動で、提出しなかった人も罰則や不利益な扱いは受けなかったことになっています。
 小牧税務署と毎年の交渉でも「收支内訳書の提出がないことをもって税務調査をするような不利益な扱いをすることはしない」と明確な回答を得ています。

法人税・及び消費税の申告書が送付されなくなりました
 一方で法人事業所への申告書等は今年の5月から送付されなくなりました。手書きで申告書を作成している会員からは「どうしたらいいのか」などの声が寄せられています。税務署の対応おかしくないですか？

この文書だけでなく「所得税及び復興特別税の予定納税」という文書が届いている人もあります。「前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度」にもとづいて送付されるもので、前年の所得税の三分の一ずつを7月末(第1期)と11月末(第2期)に納めることになっています。

今年所得見込みが前年を下回って予定納税の対象とならない場合「減額申請手続き」があります。第1期の期日は七月十八日(火)、第2期は十一月十五日(水)です。
 詳しくは事務所までお尋ねください。



「書類の提出について」
 税務行政につきましては、日頃から御力いただきありがとうございます。
 さて、お目下提出していただいた令和4年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書について、下記の記号の書類が添付されていませんでした。
 つきましては、下記の記号の書類を別添「書類の提出について(回答)」に添付の上、同封の封筒にて、6月30日(金)までに当税務署までご提出ください。
 なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日、ご連絡させていただきます。

<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書	<input type="checkbox"/> 青色申告決算書(庄)
<input type="checkbox"/> (令和4年分の所得金額等)の確定申告書の提出に際しての書類	<input type="checkbox"/> 收支内訳書(不動産所得用)
<input type="checkbox"/> (特定納税義務)に係る入金等報告書(特定納税義務者)	
<input type="checkbox"/> 寄附金控除に関する受領証明書	<input type="checkbox"/> 消費税等申告書(付表)

※上記の記号の書類は、各税務署等の窓口等から送付された書類が添付されておらず、行政事務として提出を依頼しているものです。
 ※ 税務署では、申告書(添付書類を含む。)や確定申告書が各税務署に届らなければならない場合は、届出を受理することがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなった場合には、過少(額)申告加算税が課税されることがあります。
 ※ 既に、書類を提出されている場合には、申し送りが必要ありません。その旨を担当課までご連絡をお願いします。
 連絡先 担当者 個人課税第四部門 電話 0568-72-2111 (内線 342)
 ※ 担当者ご不在の際は、税務署の受付係りにお知らせください。急ぎの申告書は、必ず受付係りにお知らせください。

算定基礎届の提出締切は7/10(月)です

社会保険に加入している各事業所に算定基礎届が年金事務所から届いています。社会保険料は、源泉所得税や雇用保険料等と異なり、毎月の給与額が変動しても保険料は変動せず、4～6月に支払った給与の総支給額の平均額をもとに算出された標準報酬月額に基づいた保険料を1年間支払うことになっています。この標準報酬月額を算定するために1年に1回提出する届出書のことを算定基礎届といいます。提出締切は7月10日(月)です。書き方のわからない方は事務所までご相談ください。

源泉所得税の納期限は七月十日(月)です

従業員や青色専従者の給料から天引きした源泉所得税(1月～6月分の納付期限は納期の特例を受けていれば七月十日(月)になります。1日でも遅れると「不納付加算税」や「延滞税」が課せられることがあります。ご注意ください。納付書の書き方がわからない方は事務所までお問い合わせください。

七月十四日(金)～十五日(土) 全県事務局長員交流会が行われます

七月十四日(金)は事務所がお休みになりますので、ご了承ください。

毎年好評の小豆島ソーメン 入荷しました 1.8キロ入り 2,500円

(仕入代金が大幅に上がったためやむを得ず値上げいたしました)